

基本計画推進専門委員等会議の開催について

平成18年4月10日

犯罪被害者等施策推進会議

- 1．犯罪被害者等施策推進会議における犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）の効果的な推進、並びに犯罪被害者等のための施策の実施の状況の検証、評価及び監視を補佐するため、会長が指名する委員及び専門委員からなる基本計画推進専門委員等会議（以下、「専門委員等会議」という。）を開催する。
- 2．専門委員等会議は、犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）の「重点課題に係る具体的施策」の第1の2．(3)、第4の1．(3)及び第4の3．(1)を実施するためにそれぞれ開催される「経済的支援に関する検討会」、「支援のための連携に関する検討会」及び「民間団体への援助に関する検討会」相互の連携及び議論の整合性を確保するため、それらの検討の状況及び結果の報告を求めることができる。
- 3．専門委員等会議の議長は、専門委員等会議を主宰する者として、その構成員のうちから会長が指名する。
- 4．専門委員等会議の議長代理は、議長に事故があった場合に、議長に代わり、専門委員等会議を主宰する者として、その構成員のうちから議長が指名する。
- 5．専門委員等会議は、関係行政機関の職員たる構成員以外の構成員の出席が半数に満たないときは、これを開くことができない。
- 6．専門委員等会議は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。

- 7．専門委員等会議は、内閣府特命担当大臣であって犯罪被害者等施策を担当するもの（以下「犯罪被害者等施策担当大臣」という。）が招集する。
- 8．専門委員等会議は、非公開とし、議長の指名する者は、専門委員等会議における議事の内容を、当該専門委員等会議の終了後、遅滞なく、適当と認める方法により、公表する。
- 9．議長又は議長の指名する者は、専門委員等会議の終了後、速やかに、当該専門委員等会議の議事要旨を作成し、これを公表する。
- 10．議長は、専門委員等会議の終了後、当該専門委員等会議の議事録を作成し、専門委員等会議に諮った上で、これを公表する。ただし、議事録の公表に際し、当該議事録が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号に掲げる情報のいずれかを含む場合は、議長が専門委員等会議の決定を経て当該議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。
- 11．専門委員等会議の庶務は、内閣府犯罪被害者等施策推進室において処理する。
- 12．前各号に定めるもののほか、専門委員等会議の運営に関する事項その他必要な事項は、犯罪被害者等施策担当大臣が定める。

(参考)

基本計画推進専門委員等会議 構成員名簿

山 上 皓	東京医科歯科大学難治疾患研究所教授
井 上 正 仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
大久保 恵美子	(社)被害者支援都民センター理事兼事務局長
岡 村 勲	全国犯罪被害者の会代表幹事
久 保 潔	元読売新聞東京本社論説副委員長
小 西 聖 子	武蔵野大学人間関係学部教授
瀬 川 晃	同志社大学法学部教授
中 島 聡 美	国立精神・神経センター精神保健研究所成人精神保健部 成人精神保健研究室長
山 田 勝 利	弁護士
荒 木 二 郎	内閣府犯罪被害者等施策推進室長
片 桐 裕	警察庁長官官房総括審議官
荒 木 慶 司	総務省大臣官房総括審議官
三 浦 守	法務省大臣官房審議官
板 東 久美子	文部科学省大臣官房審議官
塩 田 幸 雄	厚生労働省政策統括官(社会保障担当)
山 本 繁太郎	国土交通省住宅局長

経済的支援に関する検討会、支援のための連携に関する検討会及び民間
団体への援助に関する検討会の開催について

平成18年4月10日

犯罪被害者等施策推進会議

- 1．犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）の「重点課題に係る具体的施策」の第1の2．(3)、第4の1．(3)及び第4の3．(1)を実施するため、「経済的支援に関する検討会」、「支援のための連携に関する検討会」及び「民間団体への援助に関する検討会」（以下「検討会」という。）をそれぞれ開催する。
- 2．「経済的支援に関する検討会」、「支援のための連携に関する検討会」及び「民間団体への援助に関する検討会」の構成員は、それぞれ別紙のとおりとする。
- 3．各検討会の座長は、その属する検討会を主宰する者として、その構成員のうちから会長が指名する。
- 4．各検討会の座長代理は、その属する検討会の座長を助け、また、座長に事故のあるときに、その職務を代理する者として、その構成員のうちから座長が指名する。
- 5．各検討会は、関係行政機関の職員たる構成員以外の構成員の出席が半数に満たないときは、これを開くことができない。
- 6．検討会は、非公開とし、座長の指名する者は、検討会における議事の内容を、当該検討会の終了後、遅滞なく、適当と認める方法により、公表する。
- 7．座長又は座長の指名する者は、検討会の終了後、速やかに、当該検

討会の議事要旨を作成し、これを公表する。

- 8 . 座長は、検討会の終了後、当該検討会の議事録を作成し、検討会に諮った上で、これを公表する。ただし、議事録の公表に際し、当該議事録が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号に掲げる情報のいずれかを含む場合は、座長が検討会の決定を経て当該議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。
- 9 . 検討会の庶務は、内閣府犯罪被害者等施策推進室において処理する。
- 10 . 前各号に定めるもののほか、各検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府特命担当大臣であって犯罪被害者等施策を担当するものが定める。

(別紙)

経済的支援に関する検討会 構成員名簿

國松孝次	(財)犯罪被害救済基金理事長代行・常務理事
飛鳥井望	(財)東京都医学研究機構東京都精神医学総合研究所 参事研究員
岩村正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
大久保恵美子	(社)被害者支援都民センター理事兼事務局長
佐々木知子	弁護士(帝京大学法学部教授)
白井孝一	弁護士
瀬川晃	同志社大学法学部教授
高橋シズエ	地下鉄サリン事件被害者の会代表世話人
平井紀夫	オムロン(株)特別顧問
荒木二郎	内閣府犯罪被害者等施策推進室長
中江公人	金融庁総務企画局総括審議官
片桐裕	警察庁長官官房総括審議官
三浦守	法務省大臣官房審議官
塩田幸雄	厚生労働省政策統括官(社会保障担当)
迎陽一	経済産業省大臣官房商務流通審議官

支援のための連携に関する検討会 構成員名簿

長 井 進	常磐大学大学院被害者学研究科教授
奥 村 正 雄	同志社大学大学院司法研究科教授
小 西 聖 子	武蔵野大学人間関係学部教授
高 井 康 行	弁護士
本 村 洋	全国犯罪被害者の会幹事
山 上 皓	東京医科歯科大学難治疾患研究所教授
荒 木 二 郎	内閣府犯罪被害者等施策推進室長
廣 田 耕 一	警察庁犯罪被害者対策室長
下河内 司	総務省自治行政局自治政策課長
井 上 宏	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
坪 田 眞 明	文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
清 水 美智夫	厚生労働省参事官（社会保障担当参事官室長併任）
依 田 晶 男	国土交通省住宅局住宅政策課長

民間団体への援助に関する検討会 構成員名簿

富田 信穂	常磐大学大学院被害者学研究科教授
中島 聡美	国立精神・神経センター精神保健研究所成人精神保健部 成人精神保健研究室長
林 良平	全国犯罪被害者の会幹事
番 敦子	弁護士
荒木 二郎	内閣府犯罪被害者等施策推進室長
廣田 耕一	警察庁犯罪被害者対策室長
下河内 司	総務省自治行政局自治政策課長
辻 裕教	法務省刑事局参事官
清水 美智夫	厚生労働省参事官（社会保障担当参事官室長併任）